

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

TPP問題について質問いたします。

米国との間で行われました二月七日の協議の結果についてであります。政府の発表文書というのがありますが、これによりますと、まず冒頭に、日本国内における検討状況について日本側から説明したのに対して、米側から二つの質問が出されております。

その一つは、日本がTPP交渉に参加すれば、全ての品目を自由化交渉の対象とする用意があるのか、こういうことについて質問してきているわけでありまして。

私は、これを見て、どうしてこういう質問をしたのかなど。米側は、菅内閣における二〇一〇年十一月の閣議決定、包括的経済連携に関する基本方針及び昨年十一月のAPECでの野田総理の表明をよく知っているはずだと思います。にもかかわらず、その上で、今回なぜ、そういう用意があるのかと質問してきたんでしょうか。

○古川国務大臣 これは米国に聞いていただかないとわからないことではございますが、我が国としては、従来、今委員からも御指摘があった包括的経済連携に関する基本方針に基づいて、仮にTPP交渉に参加する場合には、センシティブ品目について配慮を行いつつ、全ての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて高いレベルの経済連携を目指す、ただし、全ての品目を自由化交渉の対象とした場合にどのような自由化が求められるのか、しっかりと理解する必要があるので、情報提供願いたい、そのように答えたということではございます。

○笠井委員 米国に聞かなきゃ、なぜそういう質問をしたかわからないと言うんですが、大体やりとりですから、アメリカとやっているわけですから、もうアメリカはよく御案内でしょう、何でもそんなことをあえて聞いてくるんですかと、普通はやはりこう聞き返すと思うんですよ。ところが、そういうふうなことが経過として書かれていないんですね。

振り返ってみますと、昨年十一月の日米首脳会談での発言をめぐって、やりとりに食い違いがありました。両国政府の発表が食い違ったという一幕があった。ホワイトハウスは、野田首相が、全ての物品及びサービスを貿易自由化交渉のテーブルにのせると語ったと発表した。それに対して、日本政府は、そのような発言を今回の会談で行った事実はない、こういうふうに言われて、米側からは、いろいろやりとりがあって、発言が行われなかったという回答があったということでありました。

要するに、そういういきさつもあって、あえて今回、この事前の協議の中で、アメリカからはっきりとそういう用意があるのかと念押しをされたということじゃないんですか。

○古川国務大臣 委員、そういうふうに余り決めつけない方が……。

これはまさに、この場合は、交渉の初めての協議の場でありまして。そういった意味では、最初の協議の場でそうしたお互いの基本的な考え方について確認をしていくということについては、これは私は通常あることだというふうに思います。

○笠井委員 では、そういう用意があるとする一方で、先ほど大臣も言われました、どのような自由化が求められるのか、しっかりと理解する必要があるので、情報提供願いたいと米側に要請したということではあります。その要請に対して、米側からは、しっかりと情報提供しますという回答が明確にその場であったんでしょうか。

○古川国務大臣 こちらから要請をして、また今度、協議もされることになっております。そう

いう中で、また米側から何らかの回答があるものというふうに承知をいたしております。

○笠井委員 七日の協議であったのかどうか、そのことについて教えてください。

○古川国務大臣 私はその場にいたわけではございませんので、逐一、一言一言、どういう回答をしたかというところまで承知はいたしておりませんが、こっちから要請をして、当然、それはまた協議の中で米側の方から何らかの回答があるものというふうに承知をいたしております。

○笠井委員 これは政府としてちゃんと出した文書でしょう、結果について。大臣だって、この問題について、私だって読んでいろいろな疑問点が出てきますよ。国会でも問題になるわけですから、ちゃんと読んで、このことについてはどうだったのかと確認するのが当たり前だと思うんですよ。

それで、今もありました、これから、次のときに回答があるかもしれないというような話だったんだけど、結局、この協議の中では、この文書に書いてあるのを読む限り、必要な情報提供については、回答があったらあったと書けばいいんだけど、それもないままに、全ての品目を自由化交渉の対象とすることだけははっきりと答えて約束をしたということにしかならないと思います。

もう一つ、米側からの質問はこういうものがあります。サービス貿易や労働、環境といったTPPの対象となる二十一分野に対応する用意があるのか、米側は、この協議の場でこういう質問を日本側に投げかけてきているわけでありまして。

これも、何でそういう用意があるかと改めて聞くのかなと私は思いました。野田総理は、対象となる二十一分野があることを十二分に承知した上で、交渉参加に向けて関係国と協議に入ると表明したはずであります。だったら、こんなことは聞くまでもないという話なので、質問されたって、それは聞くまでもありませんよ、問い合わせされるまでもありませんよ、問われるまでもありませんよというふうにやるはずなのに、なぜこういう質問をされたのかという問題。これは大臣はおかしいと思いませんか。

○古川国務大臣 私は全くおかしいと思いません。

先ほども申し上げましたけれども、これは、正式な政府と政府との協議を開始する、その段階で、お互いの今の現状の考え方、立場について説明をする、意見交換をする、これは全くおかしいことじゃないと思います。

○笠井委員 あえて、こういうことを用意があるかと問われて確認をするということ自体に、私は、一步一步重大な問題点が出てくるというふうに思います。

サービス貿易や労働、環境といったTPPの対象となる二十一分野に対応する用意があるのか、こういう質問があつて、日本側からは以下のとおり説明したとあります。

TPP交渉で対象となっている関税以外の全ての分野においても、高いレベルの経済連携を目指し、規制、非関税措置を含む抜本的国内改革を推進する方針であるが、TPPでの対応については、どこまでの自由化が、どのような措置で求められるか、貴国、つまり米国を含む参加各国からしっかり情報収集する必要があると回答しながら述べたというわけでありまして、これに対して、米側からは何らかの回答なり言明があつたのでしょうか。

○古川国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、前回は最初の協議で、お互いのいわば立ち位置といいますか検討状況、そうしたものを意見交換したということでございますので、ま

た今後の協議の中で、そうしたものは相手側の方からもさまざまな形で回答が来るものというふうに承知をいたしております。

○笠井委員 悠長なことを言っている印象になるんですね。時間がない、もう交渉を一方でやられているという中で、そして九十日という期限がアメリカとの関係でもあるわけでしょう。そういう中で、一日一日大事だということで日本政府はやっているんじゃないんですか。

今度、二十一、二十二と、またありますよね、実務者のものが。一回一回の協議というのが政府にとっても大事だと思うんですけども、こちらからは用意があると日本側の政府として言いながら、同時に、アメリカを含む各国からその点でのしっかりした情報収集をする必要があるということをおきながら、その場で、アメリカさん、情報収集するという点でちゃんとやってくれますよね、なぜそういうことを確認して言明をとらないんですか。

これでは、結局、米側からは用意があるかと二つのことについて聞かれながら、何も具体的に、そのときにあえて言った情報提供だとかあるいは情報の収集という問題についても、やりますよとか、前向きにとか、ちゃんと必要なことは日本にやっていきたいとかいうことも確約をとらずに、ただ、今回の協議では、日本側が全ての品目を自由化交渉の対象にして規制、非関税措置を含む国内改革を進めるという言質だけ一方的にとられた、これにすぎないじゃないかというふうになると思うんです。重大だと思います。

二月七日の日米協議では、次に、日本の交渉参加に関する米国国内における検討状況について米側から説明があったというふうに書かれております。

そこで、先般米国政府が実施をしましたこの問題に関する意見募集、パブリックコメントについてでありますけれども、これは相当膨大なものになっているということで、外務省がまとめられたんだと思いますが、ここに、TPP協定に関する日本との協議に関する米国政府意見募集の結果概要、主要団体の意見詳細ということで、平成二十四年二月ということでのペーパーにまとめられております。

この概要を見ますと、パブリックコメント、百十五件、意見が出されている。そのうち九割方は、日本のTPP参加を肯定的に歓迎しつつ、食料から知的財産、医薬品、医療機器、金融、投資、サービスに至るまで、あらゆる分野にわたって自由化、市場開放を要求するというものになっております。

例えば、この中で、全米商工会議所ではありますが、規制の一貫性ということについてコメントをしていて、こうあります。日本は、法令制定過程における透明性の水準を高め、公式、非公式の諮問過程において外国の利害関係者に有意義なアクセスを与え、また、公示及び意見募集の手続を改善するべきだ、こう要求していると記述されています。

また、全米サービス産業連盟はこう言っています。規制の透明性に関し、USTRは日本政府に対し、パブリックコメント手続の改善、実質的な影響を与える規制等が取り扱われる審議会への参加等を通じた利害関係者の法律形成初期段階における参画機会の拡大などを要請せよ、こう言っているわけでありませぬ。

平たく言えば、規制や規格、法律の制定を日本がやる場合に、それを議論する日本政府、省庁の審議会などにアメリカの利害関係者を議論の初期段階から正式メンバーとして自国民並みに関与させよ。要するに、アメリカ企業、利害関係者のところが日本の規制問題を議論する審議会に正式メンバーとして入って議論できるように、法律をつくる初期段階から、そして自国民並みに扱えというあけすけな要求にほかなりませぬ。

今回の協議で、米国国内における検討状況の説明が先方からあったのに対して、日本側は、当然、こんな前代未聞、法外な要求は受け入れられないとはっきり言ったんでしょね。

○古川国務大臣 まず、先ほど委員が、何か言質をとられたというふうにおっしゃいましたけれ

ども、そもそも委員は、そんなことはもう前から言っていて確認するまでもないことを、何でわざわざここで言うんだというお話をされました。

まさにここは、私どもは、従来から包括的経済連携に関する、私どもが決めてきたこと、その立場をきちんといつも説明しているわけでございます。そういった意味では、別に言質をとられたとかそういうことではなくて、従来からの日本の政府の立場をきちんと御説明してきているということだということをもまず御理解いただきたいと思います。

その上で、今お話ありました、米国側でパブリックコメント等でいろいろ示された、そうしたことについては、アメリカの側から、政府によって精査を行い、米国政府としての懸念を特定した上で、今後、日米で協力して効果的な対応を協議していきたい、そういう発言がございました。

ですから、別にパブリックコメントがそのまま米国政府の要請というわけではなくて、こういうものがあつたけれども、そういうものを精査した上で、米国政府としての懸念をこれから特定した上で、こちらの方にまた反応があるということでございますから、そういった意味では、米国政府としての見解というものを踏まえた上で、私どもとして、提起された事項があれば、これまでも二国間で議論したのも多く含まれているので、今後とも議論していきたい、その意味でこちらの方から発言をしたということでございます。

○笠井委員 言質をとられたというのが実際なんです。形で見ると、協議の中で、そのことだけは答えているわけですから。しかも、去年は言った言わないが問題になっていたのに、あえてそこでちゃんと確認して、そのかわり情報提供してちょうだいねということについては何の担保もないということなんです。

今の問題でいいますと、審議会に利害関係者を、最初からアメリカの関係者を入れろという問題については、今回が初めてじゃありません。アメリカの業界あるいは財界の方から、累次にわたって言ってくる問題ですよ。例えば二〇〇九年に、在日米国商工会議所もこのことを正面から掲げて言っている、繰り返し言ってくることです。昨年十一月の外務省資料でも、慎重な検討を要する可能性がある点ということで、この問題に触れているはずであります。

今、古川大臣は、米側がこれから精査して、正当だとなったら言ってくるから、そのとき言うんだというふうに言われましたが、正式に要求してきたらそれこそ大変になるわけでしょう。その事前にやっている段階で協議しているわけですから、まさかこんなことは米国政府として正面から必要だなんて言ってくるませんよね、こうやらなかったら、正式に言ったらもっと大変になりますよ。今のうちにくぎを刺すのが当たり前じゃないですか。なぜそれをやらないんですか。

○古川国務大臣 委員、逆に考えていただいたら、我が国でもさまざまな団体がいろいろなことをおっしゃっています。それに対して、では米国政府から、あそこの言っていることはけしからぬとか、こうだということで、政府に対して言われるかといえば、それは政府と政府との間で協議をしているわけでございますから、政府として言ってくるものについてはこちらも政府としてきちんと対応させていただきましても、それ以外の、パブリックコメントでさまざまな団体が言っていることについて随時政府が反応するということは、通常的外交交渉で、これはあり得ないことだというふうに思っております。

○笠井委員 パブリックコメントについて、ただアメリカの中で集約しているだけだったらいいんです。今回の協議の中でわざわざ米側から説明があつたんでしょう。パブリックコメントに出されている意見について、例示もしながら、向こう側からはこういう要求が出ていますよということをわざわざ言っているわけですよ。

その上で、それぞれの正当性については、検討した上で精査して、必要なものは正式に言いますよと言っているけれども、この問題、向こうからわざわざパブリックコメントを話題にしてい

るんですよ、テーマにのせているわけですよ。そのときに、この問題は絶対に正式にやってくれたら困りますよと言うぐらい、当たり前じゃないですか。

私、ちょっと伺いたいですけれども、古川大臣、向こうが、米国の産業界が要求している、規制に関連する審議会に法案作成の当初の段階から正式メンバーに入れろという要求は正当だと思いますか。これについての大臣の見解を伺いたい。

○古川国務大臣 これはアメリカの方がどういうふうに考えるかということでございますので、日本の政府の立場でどうのこうのということを申し上げることは差し控えさせていただきます。

○笠井委員 日本の政府の立場じゃなくて、日本の規制に関する法律をつくる日本の問題です。

そして、日本の審議会に外国の利害関係者を入れろと要求しているけれども、これはまずい問題だ、これまでもそんなことはやっていない、これをやることは、これまでからしても大変なことになる、そういう認識はないんですか。アメリカの問題じゃないでしょう、日本の法律をつくる上で、審議会にアメリカの利害関係者を入れろと言っているんだから。それは正当か正当でないかぐらいは言えるでしょう。

○古川国務大臣 従来から日本政府においては、当然、そうしたさまざまな規制やそういうものを検討するときには利害関係者の意見は聞きますけれども、しかし、そこでちゃんと決めていくについては、やはり公正中立な、そうした形で決めていかなければいけないというふうに考えております。

○笠井委員 私の質問に答えていただけていません。

外国の、つまりアメリカの利害関係者を最初からこの審議会に入れろ、そして自国民並みに扱えということについては、これは日本としては認められないと。

では、ちょっと言い方を変えますが、例えば、そのことが、アメリカ政府として正当性を精査して必要だと正式に要求してきたら、それは困りますと言いますか。

○古川国務大臣 仮定の質問にお答えすることは差し控えさせていただきますが、繰り返しになりますけれども、我が国においてそうしたものを決めるときは、それは我が国においてちゃんと、誰が見ても公正中立と考えられるような形でやはり決めていかなければいけないというふうに考えております。

○笠井委員 私は、こういう政府の姿勢で交渉あるいは事前の協議をやっていたら、大変なことになると思います。

周知のように、アメリカは、相手国の市場アクセスの障害とか政策形成過程を問題にするときに、しばしば透明性、英語で言えばトランスペアレンシーですけれども、そういう用語を使いながら、改善という名目で要求してきております。透明性確保というのは、アメリカが重要視するFTA戦略の一つであります。

T P P の条約文で相手国の審議会にアメリカの利害関係者が正式に入ることを規定してしまえば、アメリカの多国籍企業に圧倒的に有利な政策をいわばコストと手間をかけずに実現できるということになる。国の政策形成の内部に入って、米国に有利、好き勝手の政策をとられたらたまらないと思うんですよ。それこそ、国益かどうかという根本問題だと思います。

もう一つ伺います。

食の安全に関するパブリックコメントの内容も重大であります。例えば、米国米連合会は、残留農薬の検査はリスクに比べて高くつくので、不必要な検査を減らすべきだとしております。ウ

オルマートは、米国産リンゴの厳格な検疫手続が店頭における保存期間を縮め、輸出を著しく阻害していると主張しております。これらについても、今回の協議でこちらからはコメントしなかったということですかね。

米国政府から残留農薬検査や検疫手続を今より緩めよという要求が正式に出てきた場合、日本はどう対応するつもりですか。

○小宮山国務大臣 今委員が御指摘の食品の安全に関しましては、個別の食品安全基準の緩和ということは議論されていない模様です。

ただ、食品の安全というのは国民の食の安全のために非常に重要なことですので、もしも万が一それが議論された場合には、国民の生命、健康が損なわれないようにしっかりと対応したいというふうに思っています。

○笠井委員 アメリカンポテト貿易連合というのがありますが、アメリカで使用している添加物、エチレンオキシド、エトキシシ、ペルオキシ酢酸を日本でも使用できるようにせよということで要求してきております。こういうことについても、このパブリックコメントにあるんですが、向こうが発表している後ですから、はっきりノーと言ったのか。日本で使用禁止の添加物を使用できるようにする要求は今後一層問題になると思いますけれども、日本の政策転換はあり得ない、こういう点でははっきり言ったんでしょうか。

○玄葉国務大臣 笠井委員御存じでお聞きになっておられると思いますけれども、まず、パブコメは、先ほどこれは古川大臣も言われましたけれども、これから米国政府として評価、分析を行う、その上で政府として何を言ってくるかということでございます。それが一つです。

今問いのあったいわゆる残留農薬等々の話というのは、小宮山大臣も言われましたけれども、基本的に、以前も答弁したと思いますけれども、SPS協定などで認められている権利の行使を妨げるというようなことを日本政府は考える必要はないのではないかと私自身は考えているんです。

御存じのように、例えばオーストラリアとかニュージーランドなどではかなり厳しい基準を持っているわけですね。今回、議論になる、ならない、可能性としてはあるかもしれませんが、ただ、豪州とかニュージーランドがその後そういった基準を変更したというふうには私は承知しておりません。

○笠井委員 事前協議の段階だからということで、今もいろいろ言われましたけれども、ここが肝心なんですよ。そこで緩めるということを読めたら、共通交渉に持ち込まれるということになってくる。そして、日本は緩めることを認めたよということで、オーストラリアやニュージーランドにまたアメリカは言うという形になるわけですから、そういう問題としてあると思います。

まだまだ挙げれば切りがないんですが、政府の発表文書によりますと、先ほど言いましたが、今回の協議で米側の方は、パブリックコメント等で出されている意見の中から、あえて農業、自動車、保険・急送便、分野横断的事項の四分野について紹介があり、パブリックコメント等にて示されたさまざまな事項に関し、米国政府による精査を行い、米国政府としての懸念を特定した上で、今後日米間で協議していきたいと言われて、日本も同意しているわけです。

他方で、日本側は、出されたパブリックコメントに関する意見や質問も言っていないければ、日本国内のさまざまな懸念事項を紹介したという記述もどこにもありません。要するに、言われっ放しじゃないんですか。

○古川国務大臣 こちらの方からも、日本側の方からアメリカに対して、国内で出されておしま

さまざまな懸念等も踏まえた質問リストというものを出示しております。そういった意味では、日本側からアメリカに対して、我々の方の持っているそうした懸念についても、きちんとお伝えはいたしております。

○笠井委員 質問リストはいつ出しましたか。

○古川国務大臣 質問リストにつきましては、在米国大使館経由で二月十六日にUSTRに提供いたしております。

○笠井委員 それは公表されていますか。

○古川国務大臣 公表はいたしておりません。

○笠井委員 なぜですか。

○古川国務大臣 このリストにつきましては、相手国との信頼関係に配慮する必要もありましたので、そのままの形で公開することは困難であるというふうに考えております。

○笠井委員 これは、今大臣から言われましたが、要するに、日本国内のさまざまな懸念事項というか、頻繁に提起される事項に関して質問リストにしたわけでしょう。なぜ出せないんですか。だって、総理は十分な国民的議論のためにとっているわけじゃないですか。アメリカとの信頼関係と国民との信頼関係と、どっちが大事なんですか。

○玄葉国務大臣 これはやはり国民的な議論に資する必要がございますので、この質問リストについて適宜整理をして、これは今、政府の中で幹事会がございますので、幹事会でも整理をしていただいて、これは国家戦略担当大臣がトップであるわけでありますけれども、やはり国民の皆様の議論に資するように提供していくということで考えていきたいというふうに考えております。

○笠井委員 アメリカにはもう渡していて、そして、またさらに協議があした、あさって、あるわけですね。一回一回、大事なんでしょう。先ほど私が提起したような質問や疑問点もあるわけですよ。なぜそんなことを即時に国民に対して出せないんですか。だって、交渉の話じゃなくて、日本の側から出ている問題、頻繁に提起される事項に対してまとめたものなんでしょう。どれぐらいの分量なんですか。どういう項目が書いてあるんですか。出してくださいよ。

○古川国務大臣 このリストの中には、例えば、我が国国内で関心、懸念が示されております輸入食品の安全基準の緩和であるとか、外国人専門家の資格、免許の承認の受け入れ等、そうした状況についての交渉の現状に関する項目などを盛り込んでおります。

いずれにいたしましても、今外務大臣からも御答弁させていただきましたけれども、どういう形でお示しをできるかということがございますが、国民の皆様方にできる限り情報は提供してまいりたいというふうに考えております。

○笠井委員 今大臣が言われた項目は、秘密でも何でもないでしょう。だって、日本の国会や、あるいは与党の中や、国民の中や、これに対する異論、反対もいっぱいある中で、実際に頻繁に提起される事項について書いたリストを、何で出せないんですか。

だって、アメリカはパブリックコメントを全部公表しているんですよ。日本の側は、質問事項

がいっぱいあるということでまとめたんだったら、それを公表して、どうするのかということについては、ちゃんとそれは交渉をやったらいいでしょう、話し合いをしたらいいですけども、日本側から何を出したかも国民に言えないんですか。しかるべきときに出すなんというんじやダメでしょう。

○古川国務大臣 整理をした上で、随時情報は提供してまいりたいというふうに考えております。

○笠井委員 済みません、整理をした上でというのは私は理解できないんですが、整理したものが質問リストじゃないんですか。

○玄葉国務大臣 これは結局、例えば米国と日本がどういう文書を、やりとりを行ったかということを含めて出すというわけにはいかないのはもう御存じのとおりだと思いますので、先ほど私が申し上げたように、きちっと整理して質問リストについて提供をさせていただきたいというふうに思っています。

○笠井委員 質問のリストの中で、国民に明らかにするとまずい問題があるんですか。では、整理するというのは何ですか。

○古川国務大臣 これはまさに外交文書のところでございますので、どういう形かということはありませんけれども、きちんと情報提供はしてまいりたいというふうに考えています。

○笠井委員 きちんと情報提供していきたいと言って、やっていないじゃないですか。では、いつまでにやりますか。

○古川国務大臣 ちゃんと、できる限り早急にやりたいというふうに考えております。

○笠井委員 またあした、あさって、実務者協議があるんですよ。それが終わってからだったら、また次の段階になりますよ。これに向けて、今、あした、あさって、それがまたテーマになってやるわけでしょう。

これは、だから七日のときには出さなかったわけですよ、パブコメを向こうは出していたのに、準備していなかったわけだ。十六日によく出したわけですよ。大使館を通じて出したわけだけれども。あした、あさって、また話し合いがあるわけでしょう、協議があるわけでしょう。国会と国民は、ただ知らないまま指をくわえて待っているということになるんですか。

いつまでに整理して、速やかにやると、いつまでとってくださいよ。あした、あさって、交渉なんだから、協議なんだから。

○古川国務大臣 さっきから申し上げておりますように、できるだけ早く整理をして出させていたいただきたいと思っております。

○笠井委員 済みません、何を整理しなきゃいけないということで時間がかかるんでしょうか。

○古川国務大臣 外交文書でありますので、そのまま出せるかどうかということがありますから、そこは整理をさせていただいて、できるだけ早く出させていたいただきたいと思っております。

○笠井委員 今の聞く限りは、要するに、そのまま全部ということではなくて、外交文書なの



で、それを料理するのに若干時間がかかるという程度だから、玄葉大臣、これはもう速やかに出せますね。

○玄葉国务大臣 これはもう先ほど申し上げていますが、できるだけ早く提供いたします。

○笠井委員 この資料について、委員長、理事会で提出をきちっと求めていただきたいと思います。協議をお願いします。

○中井委員長 はい、理事会でお諮りいたします。

○笠井委員 これに対して、米側の回答というのがここに書かれておりますが、日本側の質問に関する要請に対して、米側はできる限り回答をしたい、こういうふうに発言したというふうにこの記録にありますけれども、できるだけというのは、米側が、回答しない、あるいはできない項目があるという認識を示したいということなのか。それはどうでしょうか。

○古川国务大臣 これは、こちらが質問すれば、では、それはできる限り回答しましょうと答えるのは普通の答え方じゃないかと思うんですね。ですから、余りそれを、言葉尻を捉えて、できる限りというのは回答しないことかというふうに解釈するというのは、ちょっとこれは行き過ぎではないかなというふうに思います。

○笠井委員 わざわざここに、できる限り回答したいと書いてあるから私は聞いたんです、この政府の文書の四ページ。

では、日本側は、そういうふうにできる限りと言ったときに、やはり日本で懸念もある、反対もある、いろいろな意見があるので全ての質問に回答してもらいたいということは言ったんでしょうね。

○古川国务大臣 こちらとしては、質問事項について答えをもらいたいというふうにこちらからはお願いをしているということは、当然でございます。

○笠井委員 では、できる限りというのは、できないものもあるということで、それに対してあったということですか。

○中井委員長 もう質問時間が終わっていますので、手短に。

○古川国务大臣 それは、向こうも努力をするということ、そういう回答だというふうに認識をいたしております。

○笠井委員 終わりますけれども、こういう協議の姿勢では、とても国益を守れない。やはり国民の懸念を正面からぶつける、その質問事項は国民に明らかにする、アメリカがどう言ったかについてもちゃんと明らかにしなかったら、こんなのはだめですよ。そのことだけ申し上げて、また引き続きやらせてもらいます。

終わります。